

一般社団法人 全国生鮮食料品流通情報センター

定 款

平成25年4月1日制定
令和3年5月26日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国生鮮食料品流通情報センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生鮮食料品等に関する流通情報（以下「流通情報」という。）の収集、加工及び提供を行い、その利用普及の拡大を図るとともに、流通情報に関する調査研究その他流通情報の整備充実に資するための事業を行うことにより、生鮮食料品等の需給の均衡と価格の安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 流通情報の収集、加工及び提供並びに流通情報に関する図書資料のあっせん
- (2) 流通情報に関する調査研究
- (3) 機関誌及び流通情報に関する印刷物の刊行
- (4) 社員の事業活動に関する連絡、指導及び助言
- (5) 国が行う流通情報に関する諸事業に対する協力
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(規約)

第5条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は規約で定める。

第3章 社員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人と類似の目的を有する団体又は個人であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第7条 この法人の社員となろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、社員の退社の場合においても、これを返還しない。

(任意退社)

第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合には、この法人は、その社員総会の開催日の10日前までにその社員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、社員総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) この法人の事業を妨げ、又はこの法人の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は社員総会の決議を無視する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(賛助会員)

第12条 この法人の目的に賛同し、所定の様式により申込みをした団体又は個人は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、この法人が発行する資料等の配布を受けることができるほか、代表理事が適當と認めた場合にはこの法人の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の事由により、この法人を脱会する。
 - (1) 賛助会員から脱会の申出があったとき。
 - (2) 死亡又は解散
 - (3) 賛助会費を2年以上納入しないとき。
- 5 既納の賛助会費は、賛助会員が脱会の場合においても、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会費及び賛助会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (8) 長期借入金の借り入れ、権利の放棄又は義務の負担
- (9) 事務局の組織及び運営に関する規程の制定又は改廃。
- (10) 規約の制定又は改廃
- (11) その他社員総会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総社員の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項に掲げる場合には、代表理事は、請求のあった日から30日以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 役員の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による決議)

- 第20条 社員はあらかじめ、通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、社員総会の日の前日までにこの法人に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、この定款の定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事の業務を代行する。
 - 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

- 第27条 役員は、決議に基づいて解任することができる。

(役員の報酬)

- 第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬を支払うことができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 諸規程の制定又は改廃
- (5) その他理事会で決議するものとしてこの定款で定められた事項

(開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 法人法101条の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、その請求があつた日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金又は交付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(経費の支弁方法)

第40条 この法人の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。
- 3 職員は、代表理事が任命する。

(業務の執行)

第47条 この法人の業務の執行方法については社員総会で定める規約によるほか、理事会で定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は馬場久萬男、業務執行理事は小林強平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後の定款は、令和3年5月26日から実施する。